

東京都

感染拡大 防止協力金 [第2回]のご案内 〈申請受付要項〉

STOP!
COVID-19

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
都の要請や協力依頼に応じて、
施設の使用停止等に全面的にご協力いただいた
中小の事業者の皆様に対し、協力金を支給いたします

申請
受付期間

令和2年6月17日(水)~7月17日(金)

専用
ポータルサイト

<https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/dai2kai/index.html>
オンライン申請の場合は、このポータルサイトから
申請してください。



東京都

協力金(第2回)を申請する

2ページをご覧ください

9ページをご覧ください

第1回に申請された方

第1回の支給決定通知が
届いている

はい

第1回と同じ店舗・施設で
申請する

はい

※第1回を郵送で
申請された方は、
第2回も郵送で
申請することで
提出書類を簡素
化できます。

〈 準備する書類 〉

✓	東京都感染拡大防止協力金(第2回) 申請書 別紙1-1
✓	誓約書 別紙2
✓	休業等の状況がわかる書類

いいえ

いいえ

今回初めて申請する方

〈 準備する書類 〉

✓	東京都感染拡大防止協力金(第2回) 申請書 別紙1-2
✓	誓約書 別紙2
✓	営業活動を行っていることが わかる書類(写し)
✓	業種に係る営業に必要な 許可証等(写し)
✓	本人確認書類(写し)
✓	休業等の状況がわかる書類
✓	支払金口座振替依頼書 別紙3

準備する書類が整ったら協力金の申請へ
(オンライン 又は 郵送等)

必要書類が揃っているかチェックしてください

申請書類について

第1回の申請と同じ店舗・施設で協力金を申請する方

1 東京都感染拡大防止協力金(第2回)申請書 別紙1-1

- (※) オンライン申請の場合は、表面及び裏面全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
- (※) 複数の店舗・施設について申請される方は1回の申請にまとめる必要があります。

2 誓約書 別紙2

- (※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
- (※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、必ず自署をお願いします。

3 休業等の状況がわかる書類(写し)

■ (例) 休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等



- (※) 申請する店舗・施設の名称や休業等の状況(休業の期間、営業時間の変更)が明記されたお知らせ等を添付してください。
- (※) 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書

別紙1-1

1ページ目(表)

東京都知事 殿

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 2 年 月 日

1 申請者の情報

法人の方									
所在地	〒		-			都・道 府・県		区・市 町・村	
法人名									
代表者職							代表者氏名		
法人番号									

個人事業主の方									
住所	〒		-			都・道 府・県		区・市 町・村	
氏名							生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日

2 申請状況

申請状況	☐ 第1回協力金と申請する施設及び申請内容が同じであり、 第1回協力金の支給決定通知を持っています。
申込番号	※第1回協力金の支給決定通知に記載の申込番号を記入してください。 ※申込番号は左詰めで記入してください。

※申請内容が第1回と異なる場合、または、支給決定通知をお持ちでない場合は、「今回初めて協力金を申請する方用」の申請書をご利用ください。

3 休業等を行った店舗・施設の情報

申請施設数	☐ 申請施設は1か所です。
	☐ 申請施設は2か所以上です。  2か所以上の場合、3枚目以降に記載してください。

※どちらかにチェックを入れてください。

基本情報	施設名称	
	フリガナ	
	施設名称	

食事提供施設以外の方 ※チェックを入れてください。

取 組 内 容	全面休業	☐ 5月7日（木）から5月25日（月）まで、全ての期間休業しました。
------------------	------	---

食事提供施設の方 ※どちらかにチェックを入れてください。

取 組 内 容	全面休業	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、 5月7日（木）から5月25日（月）までは終日休業しました。
	営業時間の短縮	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、 5月7日（木）から5月25日（月）までは、朝5時から夜20時までの間に 営業時間を短縮しました。また、19時以降に酒類を提供していません。

日中連絡が 取れる方	氏名	
	電話	

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

--	--

2 休業等を行った店舗・施設の情報（2 か所目以降）

基本情報	施設名称 フリガナ	
	施設名称	

取 組 内 容	食事提供施設以外の方 ※チェックを入れてください。	
	全面休業	☐ 5月7日（木）から5月25日（月）まで、全ての期間休業しました。
	食事提供施設の方 ※どちらかにチェックを入れてください。	
	全面休業	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは 終日休業 しました。
	営業時間の短縮	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは、 朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮 しました。また、19時以降に酒類を提供していません。

※ 2 か所目以降も都内の店舗・施設に限ります。

※ 3 か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

この申請書をご利用できる方は、専門家の事前確認は必要ありません。

第1回協力金の支給決定通知をお持ちの方用の申請書です。

第1回協力金を申請中で、支給決定通知をお持ちでない方は、支給決定通知がお手元に到着するまでお待ちください。

また、第1回協力金の支給決定通知をお持ちの場合でも、第1回協力金の支給決定後に、申請企業の情報や対象施設の情報に変更があった場合には、支給の対象にならない場合があります。

変更があった場合には、必ず、申請前に東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにお問い合わせください。

記入例

第1回協力金の支給決定通知をお持ちの方

東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書

別紙1-1
1ページ目(表)

東京都知事 殿

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組みため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 2 年 6 月 17 日

1 申請者の情報

法人の方													
所在地	〒163-8001			東京	都	新宿	区	西新宿2-8-1					
法人名	株式会社東京産業												
代表者職	代表取締役社長					代表者氏名	東京太郎						
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
個人事業主の方													
住所	〒			-		都・道 府・県		区・市 町・村					
氏名						生年月日	2		年	月	日		

2 申請状況

申請状況	3	第1回協力金と申請する施設及び申請内容が同じであり、 第1回協力金の支給決定通知を持っています。											
申込番号	4	2	3	4	5	6	7	※第1回協力金の支給決定通知に記載の申込番号を記入してください。 ※申込番号は左詰めで記入してください。					

※申請内容が第1回と異なる場合、または、支給決定通知をお持ちでない場合は、「今回初めて協力金を申請する方用」の申請書をご利用ください。

3 休業等を行った店舗・施設の情報

申請施設数	5	☐ 申請施設は1か所です。 ☒ 申請施設は2か所以上です。 → 2か所以上の場合、3枚目以降に記載してください。										
※どちらかにチェックを入れてください。												
基本情報	施設名称 フリガナ	カフェマルマルシンジュケン										
	施設名称	カフェ●●新宿店										

取 組 内 容	食事提供施設以外の方 ※チェックを入れてください。												
	全面休業	6	5月7日（木）から5月25日（月）まで、全ての期間休業しました。										
	食事提供施設の方 ※どちらかにチェックを入れてください。												
	全面休業	7	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、 5月7日（木）から5月25日（月）までは終日休業しました。										
	営業時間の短縮	7	☒ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、 5月7日（木）から5月25日（月）までは、朝5時から夜20時までの間に 営業時間を短縮しました。また、19時以降に酒類を提供していません。										

日中連絡が 取れる方	氏名	新宿二郎										
	電話	03-1234-5678										

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

① 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

② 生年月日

必ず和暦で記入してください。

③ 申請状況

必ずチェックを記入してください。

④ 申込番号

第1回協力金の支給決定通知に記載されている6桁または7桁の申込番号を必ず左詰めで記入してください。

⑤ 申請施設数

必ずどちらかにチェックを記入してください。

⑥ 食事提供施設以外の方

必ずチェックを記入してください。

⑦ 食事提供施設の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

第1回協力金の支給決定通知をお持ちの方

別紙1-1
2ページ目(裏)

2 休業等を行った店舗・施設の情報（2か所目以降）

基本情報	施設名称 フリガナ	カフェマルマルシブヤテン
	施設名称	カフェ●●渋谷店
取 組 内 容	食事提供施設以外の方 ※チェックを入れてください。	
	全面休	☐ 5月7日（木）から5月25日（月）まで、全ての期間休業しました。
	食事提供施設の方 ※どちらかにチェックを入れてください。	
10	全面休業	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは終日休業しました。
	営業時間の短縮	☒ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。また、19時以降に酒類を提供していません。

- ※ 2か所目以降も都内の店舗・施設に限ります。
- ※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

この申請書をご利用できる方は、専門家の事前確認は必要ありません。

⑧ 基本情報・業態等

申請施設が2か所以上ある場合には、必ず記入してください。申請施設が3か所以上ある場合には、この用紙を適宜コピーして、施設数分記入してください。

⑨ 食事提供施設以外の方

必ずチェックを記入してください。

⑩ 食事提供施設の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・施設名（屋号）の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

誓約書

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・施設名（屋号）の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

以上

令和 2 年 6 月 17 日

東京都知事殿

所在地	①	東京都新宿区西新宿2-8-1
法人名	②	株式会社 東京産業
代表者職・氏名	③	代表取締役社長 東京太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

注意

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

① 所在地

法人の場合は会社の所在地を。
個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

② 法人名

個人事業主の場合は、記入しないでください。

③ 代表者名

個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

申請書類について

今回初めて協力金を申請する方

1 東京都感染拡大防止協力金(第2回)申請書 別紙1-2

- (※) オンライン申請の場合は、表面及び裏面全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
- (※) 複数の店舗・施設について申請される方は1度の申請にまとめる必要があります。
- (※) 協力金の円滑な支給を図るため、裏面に専門家による事前確認欄を設けています。事前確認を受けた場合は、専門家に必ず記入してもらってください。
- (※) 本協力金の申請をする際には、併せて申請書の写しを必ず専門家に渡してください。

2 誓約書 別紙2

- (※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
- (※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、必ず自署をお願いします。

3 延長した緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類

(次の(1)、(2)及び(3)の書類が全て必要となります。)

(1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写し)

■ 直近の確定申告書[控え]又は住民税申告書[控え]

(※) 確定申告書は、電子申告の場合は申告書[控え]に加え、「受付結果(受信通知)」又は「申告書等送信票(兼送付書)」が必要です。

書面申告の場合は税務署の受付印があるものが必要です。

(※) 住民税申告書は、電子申告の申告受付完了通知又は受付印のあるものが必要です。

(※) 税務署等の受付印がない場合、これから受付印を受領することはできません。

確定申告書等がない場合 又は申告書等に受付印がない場合

- 法人設立設置届出書、開業届又は現在事項証明書(直近3か月以内のもの)
- 令和2年2月～4月分の月末締め帳簿など



売上データ



手書きの売上帳
のコピー

複数の店舗・施設を申請する場合

- 申請する店舗・施設ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景の写真、帳簿など



3 (2) 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(写し)

(※) 営業に必要な許可等の無い業種は提出不要

■ (例) 飲食店営業許可、古物商許可 等

The image shows two sample license documents. On the left is a 'Food Business License' (営業許可書) issued by the Tokyo Metropolitan Health Department. It includes fields for the business name, address, and the date of issuance (平成30年2月14日). On the right is an 'Antiquities Dealer License' (古物商許可証) issued by the Public Safety Commission. It includes fields for the license number (第00000号), the date of issuance, and the name of the applicant. Both documents have a red square stamp with the character '印' (Seal).

(3) 本人確認書類(写し)

(※) 住所等が裏面記載の場合は裏面も含む

(※) マイナンバーが記載されている書類は不可(マイナンバーカードの写しは表面のみ提出であれば可)

■ (法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等 ■ (個人) 運転免許証、保険証等

The image shows two sample personal identification documents. On the left is a 'Driver's License' (運転免許証) issued by the Tokyo Metropolitan Public Safety Commission. It includes fields for the license holder's name (日本太郎), date of birth (昭和00年0月0日生), and the license number (第123456789000号). On the right is a 'Health Insurance Card' (健康保険被保険者証) issued by the National Health Insurance Association. It includes fields for the insured person's name (本人(被保険者)), date of birth (平成00年00月00日), and the insurance number (記号00000000 番号00). Both documents have a red square stamp with the character '印' (Seal).

4 休業等の状況がわかる書類(写し)

■ (例) 休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等



(※) 申請する店舗・施設の名称や休業等の状況(休業の期間、営業時間の変更)が明記されたお知らせを添付してください。

(※) 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

5 支払金口座振替依頼書 別紙3

(※) オンライン申請の場合のみ押印不要です。

東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書

別紙1-2

1ページ目(表)

東京都知事 殿

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日	令和 2 年 月 日
-----	------------

1 申請者の情報

法人の方									
所在地	〒		-					都・道 府・県	区・市 町・村
法人名									
代表者職					代表者氏名				
中小企業者である ことの確認	資本金 (又は出資金)	万円			中小企業基本法 上の業種	常時雇用する 従業員数		人	
法人番号									

個人事業主の方									
住所	〒		-					都・道 府・県	区・市 町・村
氏名					生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日

※個人事業主の方は、「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

2 休業等を行った店舗・施設の情報

申請施設数	☐ 申請施設は1か所です。
	☐ 申請施設は2か所以上です。  2か所以上の場合は、3枚目以降に記載してください。

※どちらかにチェックを入れてください。

基本情報	施設名称 フリガナ								
	施設名称								
	住所	東京都		区・市 町・村					
	電話番号				特記事項				
業態等	種類				施設			営業 内容	

食事提供施設以外の方 ※チェックを入れてください。

取 組 内 容	全面休業	☐ 5月7日（木）から5月25日（月）まで、全ての期間休業しました。
	食事提供施設の方 ※どちらかにチェックを入れてください。	
	全面休業	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは終日休業しました。
	営業時間の短縮	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。また、19時以降に酒類を提供していません。

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

日中連絡が 取れる方	フリガナ	
	氏名	
	電話	

<下記いずれかにチェックを入れてください>

専門家による 事前確認の有無	☐	専門家による事前確認を行っていません。
	☐	専門家による事前確認を下記のとおり行いました。


 下記「専門家記載欄」を専門家に
記載してもらってください。

専門家による事前確認（専門家記載欄）

※確認した書類にチェックを入れてください。

- ☐ 東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書
- ☐ 誓約書
- ☐ 令和2年5月6日以前に営業活動を行っていることがわかる書類（写し）
※税務関係書類 等
- ☐ 業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し）
※飲食店営業許可証、古物商許可 等
- ☐ 本人確認書類（写し）
※運転免許証、保険証 等
- ☐ 休業等の状況がわかる書類
※休業を告知するホームページ、チラシ 等
- ☐ 支払金口座振替依頼書

私は、_____ の本協力金申請について、
申請要件に該当し、申請内容に誤りのないことを確認しました。

専門家の 情報	専門家種別	☐ 都内の 青色申告会	☐ 税理士	☐ 公認会計士	☐ 中小企業診断士	☐ 行政書士
	所在地	〒 _____ - _____	都・道 府・県		区・市 町・村	
	氏名				専門家 登録番号	_____
	※以下法人の場合記入					
	法人名				法人番号	_____
	代表者職				代表者氏名	_____

2 休業等を行った店舗・施設の情報（2か所目以降）

基本情報	施設名称 フリガナ					
	施設名称					
	住所	東京都		区・市 町・村		
	電話番号			特記事項		
業態等	種類			施設		営業 内容

取 組 内 容	食事提供施設以外の方 ※チェックを入れてください。	
	全面休業	☐ 5月7日(木)から5月25日(月)まで、全ての期間休業しました。
	食事提供施設の方 ※どちらかにチェックを入れてください。	
	全面休業	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日(木)から5月25日(月)までは終日休業しました。
	営業時間の短縮	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日(木)から5月25日(月)までは、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。また、19時以降に酒類を提供していません。

※ 2か所目以降も都内の店舗・施設に限ります。

※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

今回初めて協力を申請する方

東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書

別紙1-2

1ページ目(表)

東京都知事 殿

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 2 年 6 月 17 日

1 申請者の情報

法人の方

所在地	〒163-8001 東京都 新宿 区 西新宿2-8-1
法人名	株式会社東京産業
代表者職	代表取締役社長
代表者氏名	東京太郎
中小企業者であることの確認	資本金（又は出資金） 100 万円 中小企業基本法上の業種 小売業 常時雇用する従業員数 15 人
法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

個人事業主の方

住所	〒 - 都道府県 区・市 町・村
氏名	生年月日 年 月 日

※個人事業主の方は、「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

2 休業等を行った店舗・施設の情報

申請施設数	☐ 申請施設は1か所です。 ☒ 申請施設は2か所以上です。
-------	---

※どちらかにチェックを入れてください。

基本情報	施設名称 フリガナ	カフェマルシンジュケン				
	施設名称	カフェ●●新宿店				
	住所	東京都 新宿 区 新宿0-0-0				
	電話番号	03-1234-5678	特記事項	営業時間短縮の要請のある喫茶店の休業で申請。		
業態等	種類	食事提供施設	施設	喫茶店（☆）	営業内容	准貸屋兼喫茶店

食事提供施設以外の方

※チェックを入れてください。

取組内容	全面休業	☒ 5月7日（木）から5月25日（月）まで、全ての期間休業しました。
	全面休業	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは終日休業しました。
	営業時間の短縮	☒ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日（木）から5月25日（月）までは、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。また、19時以降に酒類を提供していません。

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

① 資本金

NPO等で資本金・出資金がない場合は、不要です。

② 中小企業基本法上の業種

中小企業基本法上の中小企業者であることがわかるデータを記載してください。（製造業、その他、卸売業、小売業、サービス業）
NPO等は、類似する業種を記載してください。

③ 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

④ 生年月日

必ず和暦で記入してください。

⑤ 申請施設数

必ずどちらかにチェックを記入してください。

⑥ 特記事項

複数の施設等が混在している場合、休業等の要請対象施設は休業等を行っていること等を記載してください。下記取組内容に記載する営業時間の短縮等について、営業日や営業時間が異なる場合には、別紙で補完してください。

⑧ 営業内容

対象施設における具体的な営業内容等を端的に記載してください。

⑨ 食事提供施設以外の方

必ずチェックを記入してください。

⑩ 食事提供施設の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

⑦ 種類・施設

P26-29をご確認のうえ記入してください。なお、エクセル版の申請書はプルダウンで選択できます。

今回初めて協力を金を申請する方

別紙1-2

2ページ目(裏)

日中連絡が 取れる方	フリガナ	シンジユクシロウ
	氏名	新宿二郎
	電話	03-1234-5678

<下記いずれかにチェックを入れてください>

専門家による 事前確認の有無	☐	専門家による事前確認を行っていません。
	☒	専門家による事前確認を下記のとおり行いました。 → 下記「専門家記載欄」を専門家に 記載してもらってください。

⑪ 専門家による事前確認の有無
必ずどちらかにチェックを記入
してください。

12

専門家による事前確認（専門家記載欄）

※確認した書類にチェックを入れてください。

- ☐ 東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書
- ☐ 誓約書
- ☐ 令和2年5月6日以前に営業活動を行っていることがわかる書類（写し）
※税務関係書類 等
- ☐ 業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し）
※飲食店営業許可証、古物商許可 等
- ☐ 本人確認書類（写し）
※運転免許証、保険証 等
- ☐ 休業等の状況がわかる書類
※休業を告知するホームページ、チラシ 等
- ☐ 支払金口座振替依頼書

私は、a の本協力金申請について、
申請要件に該当し、申請内容に誤りのないことを確認しました。

専門家の 情報	専門家種別 b	☐ 都内の 青色申告会	☐ 税理士	☐ 公認会計士	☐ 中小企業診断士	☐ 行政書士
	所在地	〒		都・道 府・県	区・市 町・村	
	氏名				専門家 登録番号 c	
	※以下法人の場合記入					
	法人名 d				法人番号 d	
	代表者職 d				代表者氏名 d	

⑫ 専門家による事前確認の項目
事前確認を依頼した専門家に
記入してもらってください。
① 申請企業が法人の場合は法
人名を、個人事業主の場合は、
事業主の氏名を記入してもら
ってください。
② 依頼した専門家の種別を
チェックしてもらってください。
③ 専門家登録番号は必ず記入
してもらってください。
④ 専門家が法人に所属する場
合は必ず記入してもらってくだ
さい。

今回初めて協力を金を申請する方

別紙1-2

3ページ目(2か所目以降)

2 休業等を行った店舗・施設の情報（2か所目以降）

基本情報 ⑬	施設名称 フリガナ	カフェマルマルシブヤテン					
	施設名称	カフェ●渋谷店					
	住所	東京都	渋谷	区	渋谷0-0-0		
	電話番号	03-1234-5678		特記事項	営業時間短縮の要請のある喫茶店の休業で申請。		
業態等	種類	食事提供施設		施設	喫茶店（☆）	営業内容	雑貨屋兼喫茶店

取 組 内 容	食事提供施設以外の方 ※チェックを入れてください。	
	全面休業 ⑭	☐ 5月7日(木)から5月25日(月)まで、全ての期間休業しました。
	食事提供施設の方 ※どちらかにチェックを入れてください。	
	全面休業 ⑮	☐ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日(木)から5月25日(月)までは終日休業しました。
	営業時間の短縮	☒ 通常20時を超える営業や朝5時前の早朝営業をしている施設だが、5月7日(木)から5月25日(月)までは、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮しました。また、19時以降に酒類を提供していません。

※ 2か所目以降も都内の店舗・施設に限ります。

※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

⑬ 基本情報・業態等

申請施設が2か所以上ある場合には、必ず記入してください。申請施設が3か所以上ある場合には、この用紙を適宜コピーして、施設数分記入してください。

⑭ 食事提供施設以外の方

必ずチェックを記入してください。

⑮ 食事提供施設の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・施設名（屋号）の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

誓約書

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・施設名（屋号）の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

以上

令和 2 年 6 月 17 日

東京都知事殿

所在地 ① 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人名 ② 株式会社 東京産業

代表者職・氏名 ③ 代表取締役社長 東京太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

注意

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

① 所在地

法人の場合は会社の所在地を。
個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

② 法人名

個人事業主の場合は、記入しないでください。

③ 代表者名

個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

支払金口座振替依頼書

別紙3

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都感染拡大防止協力金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住 所
(連絡先電話番号 ())
氏 名

(印)

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫	本店			
信用組合・農協	支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

別紙3

令和2年6月17日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都感染拡大防止協力金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1

依頼人 { 住 所 新宿区西新宿2-8-1
(連絡先電話番号 03 (1234) 5678)
氏 名 株式会社東京産業
代表取締役社長 東京太郎 (印)
(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

2

3

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
みずほ 銀行・信用金庫 信用組合・農協	新宿 本店 支店	00012401	1	0123456
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
カ) トウキョウサンギョウ				

4

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

注意

黒色のボールペンで
正確に記入してくだ
さい。

① 依頼人

- 協力金申請書・誓約書と同一の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- 法人の場合は、法人名および代表者職・氏名を記入してください。

③ 預金種目

- 預金種目は次のコードを入力願います。
1 普通、2 当座、4 貯蓄

④ 口座名義人 (左詰めで記入)

- 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- 英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

② 振込先金融機関・支店名・口座番号

- 金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。
- 金融機関コードはP21をご確認ください。
- ゆうちょ銀行をご利用の方はP31をご確認ください。

金融機関コード

※以下に記載のない金融機関には振込できません。ご注意ください。

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

信託銀行

コード	金融機関名
0300	SMB C信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	ジャパンネット銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
2004	商工組合中央金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び 山梨県内に所在する ゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなと銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	荘内銀行
0150	スルガ銀行
0546	第三銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0141	北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三重銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行

コード	金融機関名
0119	秋田銀行
0161	池田泉州銀行
0576	愛媛銀行
0188	沖縄銀行
0191	北九州銀行
0158	京都銀行
0128	群馬銀行
0017	埼玉りそな銀行
0157	滋賀銀行
0538	静岡中央銀行
0180	十八銀行
0130	常陽銀行
0512	仙台銀行
0140	第四銀行
0178	筑邦銀行
0544	中京銀行
0526	東京スター銀行
0516	東和銀行
0145	富山銀行
0162	南都銀行
0525	東日本銀行
0173	百十四銀行
0177	福岡銀行
0120	北都銀行
0116	北海道銀行
0118	みちのく銀行
0133	武蔵野銀行
0170	山口銀行
0187	琉球銀行

信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合
5095	世田谷目黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び 小笠原島代理店

信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勧業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

協力金の概要

趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京都は、「緊急事態措置期間の延長」（令和2年5月7日からの期間をいう。）において、事業者の皆様到店舗・施設の使用停止や食事提供施設における営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力を引き続きお願いいたしました。この依頼に応じて、休業等の対象となる店舗・施設（以下「対象施設」といいます。）を運営されている方で、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業、個人事業主等の皆様に対して、「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

支給額

50万円（2つ以上の店舗・施設で休業等に取り組む事業者は100万円）

※店舗・施設の所在地が他府県の場合は、協力金の対象とはなりません。

申請受付期間及び受付方法

（1）申請受付期間

令和2年6月17日（水曜日）から同年7月17日（金曜日）まで

（2）申請受付方法

オンライン提出

本協力金のポータルサイトから提出できます。

（URL）<https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/dai2kai/index.html>

なお、7月17日（金曜日）23時59分までに送信を完了してください。

郵送

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。7月17日（金曜日）の消印有効です。

（宛先）〒163-8697 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎

東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

持参

申請書類をお近くの都税事務所・支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函することで提出ができます。封筒に、「東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書類在中」と明記してください。

（都税事務所・支所所在地）<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

開庁時間は、8時30分から17時00分まで（土、日、祝日を除く）となります。7月17日（金曜日）の17時00分までに投函してください。なお、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は下記の間合せ先で対応させていただきます。

【間合せ先】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

（電話）**03-5388-0567**

（受付時間）9時から19時まで（土、日、祝日も開設しています。）

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

■ 東京都内に主たる店舗・施設又は従たる店舗・施設を有し、かつ、大企業が実質的に経営に参画していない次のいずれかの法人等であること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの

■ 延長した緊急事態措置期間の前（令和2年5月6日以前）から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象です。

- (1) 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されていた施設
- (2) 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されていた施設
- (3) 「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されていた施設

※対象施設一覧（東京都総務局HP）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

■ 延長した緊急事態措置の全ての期間（令和2年5月7日から同月25日まで）において、東京都の要請に応じ、休業等を行うことが必要です。

■ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次の相談センターを開設しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付時間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています。)

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 東京都感染拡大防止協力金(第2回)のポータルサイト

本協力金のポータルサイト(以下「ポータルサイト」といいます。)の申請内容入力フォームページから入手することができます。

(URL) <https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/dai2kai/index.html>

(2) 都関係機関等での配布

次の都関係機関等において入手することができます。

・都税事務所・支所 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

・都内区市町村

3 申請書類

(1) 申請書類の提出

P2、P9～10に記載の申請書類の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また申請書類の返却はいたしません。

(2) 専門家による確認

今回初めて申請される方、第1回の支給決定通知を持っていない方、第1回とは異なる店舗・施設の休業等でお申し込みをされる方などについては、下記の専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。ただし、第1回で申請された方が同一の店舗・施設について引き続き申し込まれる場合には、第1回目で審査を受けていることから、専門家の事前確認は必要ありません。

(対象となる専門家)

・東京都内の青色申告会 ・税理士 ・公認会計士 ・中小企業診断士 ・行政書士

※これまでに、アドバイスや指導を受けている上記に該当する専門家がいらっしゃる場合は、その方へ事前確認を依頼してください。

※専門家に依頼した事前確認にかかる費用については、一定の基準により東京都が別に措置いたしますので、そのことを前提に専門家とご協議ください。

※東京都から当該専門家に照会することがあります。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は6月下旬を予定しています。

5 通知等

- (1) 申請者については、都からのお願いに対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象施設名（屋号等）をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金と同額の違約金を支払うこととなります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

休止要請と協力金

参考

1. 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	協力金	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	○	※デリヘルについては一般的に店舗を有しないため、施設に着目した協力金の支給対象には該当しない。
	ナイトクラブ	対象	○	
	ダンスホール	対象	○	
	スナック	対象	○	
	バー	対象	○	
	ダーツバー	対象	○	
	パブ	対象	○	
	性風俗店	対象	○	
	デリヘル(※)	対象	×	
	アダルトショップ	対象	○	
	個室ビデオ店	対象	○	
	ネットカフェ	対象	○	
	漫画喫茶	対象	○	
	カラオケボックス	対象	○	
	射的場	対象	○	
	ライブハウス	対象	○	
	場外馬(車・舟)券場	対象	○	
大学・学習塾等	大学	対象	○	※学校法人、公益財団法人、公益社団法人等が運営する施設は、協力金の対象とならない。
	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	対象	○	
	日本語学校・外国語学校	対象	○	
	インターナショナルスクール	対象	○	
	自動車教習所	対象	○	
	学習塾	対象	○	
	オンライン授業	対象外	×	
	家庭教師	対象外	×	
	英会話教室	対象	○	
	音楽教室	対象	○	
	囲碁・将棋教室	対象	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	○	
	そろばん教室	対象	○	
	バレエ教室	対象	○	
	体操教室	対象	○	
運動・遊技施設	体育館	対象	○	※公益財団法人、公益社団法人等が運営する施設は、協力金の対象とはならない。
	屋内・屋外水泳場	対象	○	
	ボウリング場	対象	○	
	スケート場	対象	○	※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。
	ゴルフ練習場(※)	対象外	*	
	バッティング練習場(※)	対象外	*	
	陸上競技場(☆)	対象外	*	☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	野球場(☆)	対象外	*	
	テニス場(☆)	対象外	*	
	柔剣道場	対象	○	
	弓道場(※)	対象外	*	
	スポーツクラブ	対象	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	○	
	マージャン店	対象	○	
	パチンコ屋	対象	○	
	ゲームセンター	対象	○	
	テーマパーク	対象	○	
	遊園地	対象	○	

種類	施設	休止要請	協力金	備考
劇場等	劇場	対象	○	※公益財団法人、公益社団法人等が運営する施設は、協力金の対象とはならない。
	観覧場	対象	○	
	プラネタリウム	対象	○	
	映画館	対象	○	
	演芸場	対象	○	
集会・展示施設	集会場	対象	○	※公益財団法人、公益社団法人等が運営する施設は、協力金の対象とはならない。
	公会堂	対象	○	
	展示場	対象	○	
	貸会議室	対象	○	
	文化会館	対象	○	
	多目的ホール	対象	○	
	神社	対象外	×	
	寺院	対象外	×	
	教会	対象外	×	
	博物館	対象	○	
	美術館	対象	○	
	図書館	対象	○	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	○	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	○	
	科学館	対象	○	
	記念館	対象	○	
	水族館	対象	○	
	動物園	対象	○	
	植物園	対象	○	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	○	
	ペット美容室(トリミング)	対象	○	
	宝石類や金銀の販売店	対象	○	
	住宅展示場(集客活動を行い来客を促すもの)	対象	○	
	古物商(質屋を除く。)	対象	○	
	金券ショップ	対象	○	
	古本屋	対象	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	○	
	囲碁・将棋盤店	対象	○	
	DVD/ビデオショップ	対象	○	
	DVD/ビデオレンタル	対象	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	○	
	ゴルフショップ	対象	○	
	土産物屋	対象	○	
	旅行代理店(店舗)	対象	○	
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	○	※整体院については、主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、休止要請の対象外とする。
	ネイルサロン	対象	○	
	まつ毛エクステンション	対象	○	
	スーパー銭湯	対象	○	
	岩盤浴	対象	○	
	サウナ	対象	○	
	整体院(※)	対象	○	
	エステサロン	対象	○	
	日焼けサロン	対象	○	
	脱毛サロン	対象	○	
	写真屋	対象	○	
	フォトスタジオ	対象	○	
	美術品販売	対象	○	
	展望室	対象	○	

2. 施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休止要請	協力金	備考
文教施設	幼稚園	対象	○	※学校法人、宗教法人、公益財団法人、公益社団法人等が運営する施設は、協力金の対象とならない。
	小学校	対象	○	
	中学校	対象	○	
	義務教育学校	対象	○	
	高等学校	対象	○	
	高等専修学校	対象	○	
	高等専門学校	対象	○	
	中等教育学校	対象	○	
	特別支援学校	対象	○	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	×	
	学童クラブ	対象外	×	
	障害児通所支援事業所	対象外	×	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	×	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	×	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	×	
	婦人保護施設	対象外	×	
	その他の社会福祉施設	対象外	×	

3. 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	協力金	備考
医療施設（※）	病院	対象外	×	※国家資格有資格者が治療を行うものをいう。それ以外の施設は休止要請の対象とする。
	診療所	対象外	×	
	歯科	対象外	×	
	薬局	対象外	×	
	鍼灸・マッサージ	対象外	×	
	接骨院	対象外	×	
	柔道整復	対象外	×	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	×	※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場（※）	対象外	×	
	コンビニエンスストア	対象外	×	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	×	
	スーパーマーケット	対象外	×	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	×	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	×	
	ガソリンスタンド	対象外	×	
	靴屋	対象外	×	
	衣料品店	対象外	×	
	雑貨屋	対象外	×	
	文房具屋	対象外	×	
	酒屋	対象外	×	
食事提供施設	飲食店	営業時間の短縮を要請	＊	※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間での営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請している（宅配・テイクアウトを除く。）。これらを満たす場合に協力金の支給対象とする。
	料理店	営業時間の短縮を要請	＊	
	喫茶店	営業時間の短縮を要請	＊	
	和菓子・洋菓子店	営業時間の短縮を要請	＊	
	タピオカ屋	営業時間の短縮を要請	＊	
	居酒屋	営業時間の短縮を要請	＊	
	屋形船	営業時間の短縮を要請	＊	

種類	施設	休止要請	協力金	備考
住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	×	
	カプセルホテル	対象外	×	
	旅館	対象外	×	
	民泊	対象外	×	
	共同住宅	対象外	×	
	寄宿舎	対象外	×	
	下宿	対象外	×	
	ラブホテル	対象外	×	
	ウィークリーマンション	対象外	×	
交通機関等	バス	対象外	×	
	タクシー	対象外	×	
	レンタカー	対象外	×	
	電車	対象外	×	
	船舶	対象外	×	
	航空機	対象外	×	
	物流サービス(宅配等を含む)	対象外	×	
工場等	工場	対象外	×	
	作業場	対象外	×	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	×	
	消費者金融	対象外	×	
	ATM	対象外	×	
	証券取引所	対象外	×	
	証券会社	対象外	×	
	保険代理店	対象外	×	
	事務所	対象外	×	
	官公署	対象外	×	
その他	理髪店	対象外	×	※物価統制令の対象となるもの。
	美容院	対象外	×	
	銭湯(公衆浴場)(※)	対象外	×	
	貸倉庫	対象外	×	
	郵便局	対象外	×	
	メディア	対象外	×	
	貸衣装屋	対象外	×	
	不動産屋	対象外	×	
	結婚式場(貸衣装含む)	対象外	×	
	葬儀場・火葬場	対象外	×	
	質屋	対象外	×	
	獣医	対象外	×	
	ペットホテル	対象外	×	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	×	
	ブライダルショップ	対象外	×	
	本屋	対象外	×	
	自転車屋	対象外	×	
	家電販売店	対象外	×	
	園芸用品店	対象外	×	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	×	
	鍵屋	対象外	×	
	100円ショップ	対象外	×	
	駅売店	対象外	×	
	家具屋	対象外	×	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	×	
	花屋	対象外	×	
	ランドリー	対象外	×	
	クリーニング店	対象外	×	
	ごみ処理関係	対象外	×	

よくあるお問合せ

対象者

○ 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

今回延長された「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主及びNPO法人等が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に受け取れます。

対象施設

○ 営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

東京都ホームページ

(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>) をご覧ください。

○ 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

夜22時まで営業していた店舗が、夜20時までの営業に短縮するなど、朝5時から夜20時までの間の営業に短縮した場合に対象となります。この場合に、朝5時から夜20時までの間、営業を終日休業した場合も対象となります。

なお元々の営業時間が朝5時から夜20時までの間であった店舗は対象となりません。

○ 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

店内飲食の営業時間を短縮し、夜20時から翌朝5時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

○ 食事提供施設以外でも営業時間の短縮で協力金対象となる業種はありますか？

営業時間の短縮は食事提供施設のみが対象です。

○ 百貨店にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？

テナントとして入居している中小事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

○ 宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？

宴会場を閉めているので、対象となります。

○ 店舗施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

休業等の要請をされている店舗施設を運営する事業者に対する協力金であるため、店舗施設を運営していない場合は、対象となりません。

○ 休止要請を受けていない業種が自主的に休業した場合は対象となりますか？

都の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象となりません。

○ 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象となりますか？

例えば本屋（休業要請対象外）とDVD／ビデオショップ（休業要請対象）が混在している場合で、DVD／ビデオショップ部分を明確に区分して休業する場合、支給対象となります。

○ ライブハウスを運営しています。休業要請に基づき休業し、その間にお客様を入れない形であれば、施設を使用しても協力金の支給対象となりますか？

休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、無観客で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の演奏者等を出演させないなど「三密の状態」を発生させない使用に努めていただくことが必要です。

○ 5月31日まで休業していないと、協力金は支給されないのですか？

令和2年5月7日から5月25日までのすべての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただくことで対象となります。

○ まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

延長された緊急事態措置期間開始より前（令和2年5月6日以前）の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

申請手続き

○ 申請書の作成を手伝ってほしいのですが。

申請書類の記入例をお配りしておりますので、記入例をご覧ください。不明点があれば、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（03-5388-0567）までお問い合わせください。

コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、対面での説明は行っておりません。都税事務所等の窓口にお問い合わせいただいても対応できませんので、専門窓口である相談センターへお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

○ 専門家による事前確認は、必ず必要になりますか？

申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて、専門家が事前に確認することにより、協力金の円滑な申請と支給を目指していますが、専門家による確認がない場合も申請いただくことは可能です。ただし、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をしたりすることで、支給まで時間を要する場合があります。なお1回目の協力金と同じ施設で2回目の協力金を申請する場合は1回目で審査を受けていることから、専門家による事前確認は必要ありません。

○ 専門家に事前確認に関する費用を払う必要があるのですか？

この協力金の事前確認に必要な費用について、東京都が負担する定額によりご対応いただくよう、専門家に依頼しています。ご相談の際は、本件について承知しているか、ご確認ください。

なお1回目の協力金と同じ施設で2回目の協力金を申請する場合は1回目で審査を受けていることから、専門家による事前確認は必要ありません。

○ 支払金口座振替依頼書には、ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号を転記するのですか？

記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

2回目の申請

○ 第1回の協力金を受給しましたが、第2回も申請できるのですか？

この協力金はそれぞれの期間に応じて設定していますので、対象の期間において休業の要請等に全面的に協力いただいている場合には、第2回目も受け取ることができます。

○ 申請には、第1回と同じ添付書類が必要でしょうか？

今回申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、提出書類を簡素化しています。P2をご確認ください。

○ 第1回は郵送で、第2回はオンラインで申請する場合でも書類は簡素化できますか？

第1回を郵送で申請された方は第2回も郵送で、第1回をオンラインで申請された方は第2回もオンラインで申請することで、提出書類を簡素化することができます。

専門家の事前確認について

申請される皆様へ

(今回初めて申請される方、第1回の支給決定通知を持っていない方、第1回とは異なる店舗・施設の休業等でお申し込みされる方)

本協力金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。

なお、専門家による事前確認がなくとも申請していただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

円滑な申請と支給に向けて、専門家の確認を受けていただくようお願いします。

事前確認を行う専門家は以下のとおりです。

(専門家) ① 東京都内の青色申告会

② 税理士

③ 公認会計士

④ 中小企業診断士

⑤ 行政書士

※これまでにアドバイスや指導を受けている上記に該当する専門家がいる場合は、その方へ事前確認を依頼してください。

※専門家に依頼した事前チェックにかかる費用については、一定の基準により東京都が別に措置いたしますので、そのことを前提に専門家とご協議ください。

※申請内容について、東京都から依頼した専門家に照会することがあります。

※(一社)東京青色申告会連合会では、都内各地区の青色申告会を紹介するサイトを運営していますのでご活用ください。

(<http://www.tokyo-aoiro.or.jp/new/soshikigaiyou.html>)

ご利用の際は、必ず事前に依頼先にお問い合わせください。

確認していただく専門家の皆様へ

申請者(今回初めて申請される方、第1回の支給決定通知を持っていない方、第1回とは異なる店舗・施設の休業等でお申し込みされる方)から事前確認の依頼があった場合、申請書・添付書類と申請者からの聞き取り等をもとに、下記の事項について、その妥当性を確認してください。必要に応じて、追加・補足の書類なども確認してください。

① 会社、個人の営業の実態

② 協力金の支給対象である施設に該当する業態であるか

③ 休業等の取組状況は適切か など

これらの確認が出来たら、申請者が持参した「東京都感染拡大防止協力金(第2回)申請書」の専門家記載欄にチェック及びご記入の上、写しを取って、原本または写しを申請者にお返し下さい。後日、東京都の事務局から実績の確認のため、ご連絡させていただく場合があるので、ご了承下さい。事前確認に係る費用については、一定の基準のもと東京都が措置いたしますので、その点ご配慮願います。具体的な手続きについては、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)にお問い合わせください。



東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付時間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています)